

広島県告示第五百七十二号

広島県民文化センター設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二十一号）別表の第一号の規定により、広島県民文化センターにおける駐車場及び附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十七年広島県告示第三百七十二号（広島県民文化センターにおける駐車場及び附属設備の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 駐車場の利用料金の範囲

| 区 分 | 単 位 | 利用料金の範囲 |
|----------------|-------------------|----------|
| 午前七時から午後二時まで | 一台につき三〇分 までごとに | 一三〇円以内 |
| 午後二時から翌日午前七時まで | 一台につき | 一、四〇〇円以内 |

二 附属設備の利用料金の範囲

| 区 分 | 単 位 | 利用料金の範囲 |
|-------------|----------------|-----------|
| ピアノ（スタンウェイ） | 一台につき | 一三、七〇〇円以内 |
| トーンキャビネット | 一式につき | 六七〇円以内 |
| 所作台 | 一式につき | 八、二〇〇円以内 |
| 平台 | 一台につき | 一三〇円以内 |
| 能舞台 | 一式につき | 一六、四〇〇円以内 |
| 仮設花道 | 一式につき | 一、四〇〇円以内 |
| 松竹羽目 | 一式につき | 一、四〇〇円以内 |
| 指揮者台 | 一台につき | 一三〇円以内 |
| 譜面台 | 一〇台までごとに つき | 一三〇円以内 |
| 演台 | 一式につき | 六七〇円以内 |
| 司会者台 | 一台につき | 二六〇円以内 |
| 金屏風 | 一双につき | 一、四〇〇円以内 |
| 毛せん | 六枚までごとに つき | 一三〇円以内 |
| 長布団 | 五枚までごとに つき | 一三〇円以内 |
| 地紵 | 一枚につき | 一三〇円以内 |
| 沙幕 | 一式につき | 三九〇円以内 |
| 紅白幕 | 一對につき | 一三〇円以内 |

| 共通 | 練習室 | | | | | | ホール | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|---------------|---------------|--------|----------|-------------------|--------|----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|--------------|----------|----------|-----------------------|-----------|--------|----------|--------|-------------|----------|--------|----------------|-------|
| | 電気設備 | 電子オルガン | ピアノ(国産アップライト) | ピアノ(国産グランド) | ヘッドホン | マイク | オーディオ装置 | 照明設備 | ステージモニター | ステージスピーカー | 跳ね返りスピーカー | MDプレーヤー | CDプレーヤー | レコードプレーヤー | カセットテープレコーダー | テープレコーダー | 補助ミキサー | 三点吊 ^{ぶら} マイク | エレベーターマイク | マイク | ミラーボール | 映写機 | スライドプロジェクター | 実物投影機 | 大太鼓 | 上敷 | 浅黄幕 |
| 一キロワットまで ごとにつき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 三個までごとにつ き | 一本につき | 一式につき | 一キロワットまで ごとにつき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一台につき | 一式につき | 一式につき | 一本につき | 一台につき | 一式につき | 一式につき | 一式につき | 一式につき | 一式につき | 一一枚までごと につき | 一対につき |
| 一三〇円以内 | 六七〇円以内 | 六七〇円以内 | 二、一〇〇円以内 | 一三〇円以内 | 一三〇円以内 | 六、九〇〇円以内 | 一三〇円以内 | 二六〇円以内 | 八一〇円以内 | 五四〇円以内 | 一三〇円以内 | 一三〇円以内 | 一三〇円以内 | 一三〇円以内 | 六七〇円以内 | 六七〇円以内 | 一、四〇〇円以内 | 一、四〇〇円以内 | 一三〇円以内 | 一三〇円以内 | 一、四〇〇円以内 | 六七〇円以内 | 六七〇円以内 | 一、四〇〇円以内 | 二六〇円以内 | 一三〇円以内 | |

備考

一 この表の利用料金は、午前(九時から十二時まで)、午後(十三時から十六時まで)及び夜間(十七時から二十一時まで)のそれぞれごとに徴収する。

二 この表の照明設備の利用料金は、使用する照明設備の定格消費電力の合計により算定

するものとする。

三 この表の電気設備の利用料金は、器具の持込みをして電力を使用する場合の利用料金をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。

四 この表の設備の取付け及び操作は、使用者において行うものとする。